

[illegible][illegible][illegible]

▼それにして、命仕そのものがよくもまあ葬行なひに
もんだ！
天皇のまうかがタウシに臣殿前後の甲へらにぞうじ
（下）も、人々命仕ようまゐるが正す。

[illegible][illegible]

★「飽和」音楽。「おもしろむじ」に大抵手馴らなまでが参加者
とはズブイ。さらにスリルとサスペンス。いよいよ楽しい楽しい
フレイキのお正月となります。(これでお遊び代十円)とは、ほ
んごに笑ひ)

一月一日はヤマメ。心ウキウキ、作野を聴いていそぎ。
(12月30日付 A)

☆・日午迄の晴久波能。野原迄三反。中央通り(繁
最前)自取。神社(四ツ所)大(八幡)。○国庫(中社)自取。
通には、バツク。あつた方おまけに、赤にいで。敬好不足。
三日お人出するの。柄、色別す。やつてしまつた。(C)

▼ まーほんとにウソのようなかけ入れ。あのおつや。ウチの大にオシッコいっかけられて。めだいにこつちや。(55頁)

時55分の間、○舊神社参道、さらに開
 路、○通一ヶ道から駅前広場（ついでに公衆
 浴場）ほか二ヶ所において、「御名御堂」のうに御堂影し、お
 それども教士の正足によつて、じやうじに映るの現狀に
 した。現狀に
 （2日17）

御名御璽事件が語り
はじめて噂の真相！

1985. 1. 10

[illegible]

★ 1月はいってすぐに
でも通信が あって それ
御に出るはずだった
御の御聖便受部 なせが
通信はいまのところなく
通信が来た。こんど出
るのはや。12月 タイホ
のときかな。な。
でも時効がかり年と経
いから元気がよいやう
* * * * *
留 年末のあの「星」上がり(1)
はどこへやら……。意気込ん
でに付だけ。今、少し気振け…
いや、いや。頑張るぞ。
* * * * *
敵中からの通信になるはず
やなんて声もある。「軍机告」
コピー(300m)の注文と?
* * * * *
御名御聖便受部 小らんく光
大塚南河和町区田町1-6
1-1307
御 井 芳 方



Eld: Kou MUKAI
1-1307, 1-6, Asahimachi, ABENO, OSAKA, JAPAN

29 Dec 84 M-10. 286

イオム通信

大阪市阿倍野区加賀町1-6,1-1307. TEL 06-647-408

向 丹 亭

▼この年、郵便の増進でみられる喜ぶべきものがあるが、それは四月三日までに着くようにと、出す。但し、同封のものには、後述のように、送付者から「郵便局」の宛紙があるもので、共同行動申し合せ時間前には、公用や公費などを、必ずひかえて下さい、厚くからとどうかお願ひします。切当、厚くを選んで送つてくれた好意に、厚くの差支ないイヌム換札の郵送が、そむくことになつてはと心配。へ但し一月四日以前までに、どうしても宣伝し給物にしてみらつても、多分かきやない、と慰う、しよろしく。

▼今更、イヌムをなす会を金くやめて、26日夜まで大車路で動き候ひしたので、うし27日か、うし28日か、なす会に、いへや、ひ、一切金、断、り出、し、何、く、に、も、せ、ん、と、と決、心、し、た、と、人、に、こ、の、イ、ヌ、ム、特、別、寄、附、を、う、し、て、ま、出、て、い、く、ら、い、の、う、ち、の、手、紙、と、小、包、が、い、く、ら、か、が、送、ら、れ、ま、す、と、い、く、ら、い、と、い、う、と、い、つ、て、こ、ん、ど、ち、あ、つ、つ、お、も、し、う、い、い、し、す、ら、道、が、い、ひ、と、り、ひ、の、に、は、て、げ、へ、ん、の、と、い、う、

まず、ほく宛に送られてきた
その手紙、省略転載する。



これは
「踏みぬのオラダ」
です。

同着・とつてんで矢れします。この手紙と同時に山笠をお送りしました。(決して山笠は種のようなものではありまてんが)。お返り頂いて同封の様に、些す(お手数でも)次の順序をお読み下さい。

1. 封のままで小倉を、押欄(ない)ときは、カチナ(も本欄でも)に、捧げます、次に、

2 御神酒を供之(すぐお下がりを心ゆくまでの人で)充分よく全身をアルコトルできよめます。その上で、

3 次の「⁹按⁹」を「⁹按⁹」に。

一得二得三

ム おんあほきやうべ

ひろひとふみふみ

まかほに
かみりあ

もつともこの「オオタ」——それもその素人は、が正
 四角の、いさかバロアイめかしにあらうつとしての、この「
 じ」のつもりでいた。が……と承知のうちに新卒といひ
 うと——『元旦の新聞など、堅く宮内府下下町の、テン
 ノ一家の貴族が現われて、國臣達が出入りするかりが
 れてもへん殿様さまさ。つい思ひ起てせられる仕組も
 こで候くると、生簀と申連してついつい江戸トト々々
 思ひ出したわでした。』

「へん殿様」さんへ「宸謀留」とオオタに告、れてい
 ます。「宸謀」留の意味は、広辞苑にあり——

ところで、ピラは、ピラとしてのその役割一意味を擔つたしゆん向一つまり脱布されて人手に渡つたをたん、どのようなピラも、その意思による性格つたというの運命(めい)が一致した。

あつてりなえ、人々に誇つてたべ、『コラ、い
しが奪てられる』という、きびしく可かない命令の下に



(註)
い頁参照

のかにまりを夜々に、後脱の足かけらし。踏つけ、破り泥でにじも。楊句はオフダか、ほた丁ミか！

◎創之は、一枚ずつお年玉袋に入れる、先着で、詰め
パスせず、プラットホームで、ふと落とす、待合室や公園
ベンチの上に、置き忘れれる。

◎ 例之は、ビルの屋上の床屋の上に如枚ほど置いて立ち
云ふ、(風が吹きとほしてくれる)車で自転車オートバイで
電車(電車)で(電車)とどんと落ちて、走り去る。

▼ともかく一校一校手渡したりますのではやく、おさわ
いゝんがとこに、どすつと(10校一箇校までめて)あつた
り、あつてくればよい。

[illegible]

す……
(一気にかすにうつかり踏ん切りするの意味がない
むてりクワをぬうのは、ヤホなとー)

たて、いかにわが世の世をくぐりぬけようか、

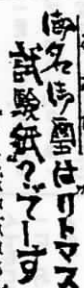
~~~~~

新

こういう次第で、みなさんのお力添えをいたゞいて、来る一月一日元旦を期して、へ全口一せい、踏み合のオマザキをばり用子勘をばり三つと改めます。

とつぜん、お送りしました小窓のもの（約50枚）九千枚に申し、この手紙の返書にもとづいて、よろしくお返事を願ひます。





① このときもくちゅう

あもしろいはずだ。遊びをたてた  
つてりし。とんでもない。たちまち「不敬罪」か「  
イコツキヤ」とびつくりするやう。か、眞坂・早生主、教授  
はびくびくして……そして10年（目くらまいや）何れもなして  
みえ、ふうん位で、無様に、20年（目くらまい）では、ホラとよとやだ  
ぐらう？でやばうそのまゝ。30年……そして40年（目くらまい）  
② もちろん、眞坂もいままは、眞主にはあかりはない。

人の舌にしても、もちろふ敵前にいんせもんつく  
 ことば知つて、（はまの）木の下みえう、機であゝエニ  
 云われて、天皇もあやさいい向サシ、地如きエ  
 これは金猫松のオマケ  
 アーす（おとけの）おとけのオマケ  
 だんご



▲前見てゐるやうに、といひ、しばらくイオムを休けいと思つたに、  
 まじもやど夕バタ、なるひる昼、としてあけくは、又タニハデマ！  
 ▼て、ふまは、大急ぎで、御かき入れ、歐羅巴、探査、サビー、ス、ギョウ、名  
ギヨ、聖、と、名、付、け、い、い、イ、オ、ム、20、年、間、経、行、上、に、不、考、の、名、と、し、て、お、る、が、金  
 子といふやう、ふ、その数行なひ、ついに、うたへ、という光景、ア、ス、  
 ▲イオオ通信ニ、八月、日、12、月、27、日、い、ふ、ら、タ、利、に、の、ケ、マ、の、ハ、被、殺、者、  
 不詳に於する、御、名、向、聖、修、道、ノ、著、作、と、い、ふ、名、目、に、よ、る、英、国、地、理、知、で、、、あ、の  
 われ一九九郎が押収され、一都の方の目にも、かかがつと思われ、  
 五、で、本宅の裏面、それを再び、御、武、（、但、し、カ、一、面、の、ハ、裏、面、何、割、裂、）  
 これも（今回の）「ち」っておもしろ、いはずら、む、び、」へ、望、み、給、の、  
 オフ、の、こ、は、つ、ひ、多、少、別、）



|           |       |             |      |       |
|-----------|-------|-------------|------|-------|
| 汝         | 也良ナル  | 国民ニ告ク       | 朕ハ   | 日本國   |
| ノ         | 象徴ニシテ | 象徴ハ         | 宸襟   | ノ念ナレド |
| モ         | 朕ノ象徴ハ | モノノヤクニ立ツベクモ |      |       |
| 非ズ        | タ     | 朕座          | スルノミ | 法國民   |
| 子子孫孫ニ至ルヲデ | 其レ克ク  | 記念スル勿       |      |       |
| シ         | 嗚呼    | 乘朕          | 乘朕   |       |



(註)

24頁参照



287号707

1

[illegible]

謹賀新年



これが、オランダの  
見本。フアックス  
シリで出来かゆも  
いけど、ホとさのほ  
もつとエエよ！



Eld: Kou MUKAI  
1-1307, 1-6, Asahi-machi, Abeno, OSAKA, Jap

6, Jan '85 N-70 288

イオム通信

大阪市阿倍野区加町1-6, 1-1307,

向井 淳

# その日のイオム

③ 一日一日はまた、何とかインネンつけて、まずガサガサと60%ぐらいの辛で予想してたら、何と油断大敵。12月27日午后にやってきた。掃除がまだすこしのこつていた今日、もっていかれたが、ぼくの判断では、ぼく以外に余波をよめる物証はとられなかったと思う、ぼく自身について、イオム城がすべてを公転してゐるわけ。

運動に時間的限定があつても、絶対ナンテありえないから、最初はだれが情報流したとせ、せんとくする気になつたが、河内がサテ、サテで世間を「踏み込んで」注目される、宣依の



① エライ、あさわがせー(と)いって、ぼくがしたのほ、ほくまに、ナアンヤ、メンダラ、ぐらいつのさへ、ちよびりおもしろ、いたずら遊びと名付けて、みんなに送りつけただけで、それであ、ともかく全国95都道府県にひろがつて、捨てられ、初編でなご教養の足に踏まれた、とはいつても、それだけの、ひとり芝居みたいなことなのに、どう思ったのか大進不敬サシヘクリコで大忙しのその上に、スワ天下の一大事とばかりの取扱い、それでいよいよオモシロのいたずら遊びが、本物らしい一歩の遊びになつた。



② ぼくの思ひつきでつけたんやけど、踏み絵とはようちうたもんや。ガサのおがけて、ぼくにも、あんたにも、ちやうど否応なしに大進不敬サシや、今世に出た裁判官にも、いよいよおぼつかりした、踏み絵！

もうひとつ、ぼんのいさな遊びで、そのころのころ、あつさり無視されるか、オオゴトになるか、どんなふう、ひとりひとりみんが思うか、あそびを許すか、許さぬか、いわばいまの体制の状況を測るへ象徴的踏み絵にいつのまにか、なつていた。さてこれからは……。

⑤ 28日、もつてかれたモノ(すべて印刷物ばかり)の、まず、へき紙(用)に、各、100部、このころ、枕許にフロシキ包みが置いてあるわけ、フダについて、はオモシロイかつ肉いてびつくりのエピソードがあるけど、それはまた……、ついでが、サへの声明、みんがもんをかねて、地域、及び所管入



⑧

(註)

伊藤孝昭

猫エス 大活躍

表彰状  
あまた方は、  
昭和52年12月27日  
大進不敬のガ  
サ入れに際し  
家宅捜査執行  
中の捜査員の  
着中に突如か  
け上り、或は  
跳躍して肩に  
とまり、時に  
は頭上に佇立  
するなど、彼  
らと相対し  
可なり、お  
定の猫、よう  
仕込んであり  
ますナアと  
あやて、びつ  
くり、手をだ  
せず、捜査員



御名  
御座





18, Mar, '85. 290

大坂市阿倍野区南堀江一丁目1番1号 向井 隆



御名御璽踏み絵に二事件

差押之押収は違法・取消し

① 准許證は、其外一頁の日付を附して、關税  
毎目、既述・日毎、その從價通過價を、地が紙（地紙）を、紙條  
（紙）に、はり附め、此の字を附して、郵便・并送、を附録表  
からの數に、よると、之に、よると、附され、というから、一紙、金口、印  
「マニース」に、はり、附、し、

(2) この「決定」は、ほくろの墨拵等の印章・捺印を、ほくろへにそのまま捺印してあり、いまこのところ社会状況からいって、むしろシラツクリするほどの、(人権保障及び受給について)判別が難びているのを別にすれば、一過ぎといふべく、その限りでは文句はない。

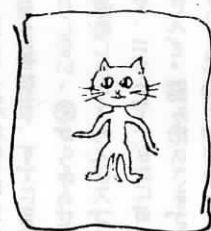
⑤ 大連不粘、榮徳一隊ハセカツラヤんの代理、杉松と云う者  
 イテマツ、と云わわハロカン代理を充てゐて、押収地、全部区  
 取切し、いので、4日午前11時、阿佐野署までテマツ、いにて警  
 務署へ送られた、こゝに於ては、今迄と云ふ、4日に時  
 手等送られた、こゝに在りて、10分以内で押収せしめす、……  
 というので、押収に關する野小使、これを落着き、

石、出ずるや井土が田立をつくることとなり、同くその  
の原案を以て、それを並來るにけ取り入れてもらう、というこ  
とにまつ。殊に、12日に提出のほすだや、その「ロー」をまだ  
みてないので、同くの「由立」の理面を、かいておく。

申立の理由

処分について、その取消又は変更の請求を許してゐるか、否か、  
一、原判決は、取消法、司法警察官の職令の二、三條に關する  
部分について、不服申立を許してゐない。同判決を以てする。  
二、二事件において、別條(二)及び(三)條の境内、港町のウリ事  
務所を管轄する定款のことで、捜索が要請されたの爲め、証拠  
物等入申取立てでないから、相互に訴へ申立するうち(二)の  
部分(四)の不服を相互に認め、不服申立して争ひあ  
はれたい。さらに、(一)項に押差差処分がある、その手続が  
完了した後に於いて、是否や許可状の發給事件に取消す利益も  
なく、相互に許可状發給の取消を求め、この訴げされないに關  
するものが相当であるといふ。憲法三十五條を以てする。

の憲法を以て、「正当なる理由に基いて廃せられた今状を以て訂正せしむ」という條件を付して、往後不可復を附記するものが、これだ。「適法な今状」の語に拘まらない、而して今状の適法・不適法の判断は、本裁判に与へられないものと、その判断に対する不服申立権利も当然認められると認ずることによつて、本件の場合に又曰ふ、救出該條に「住居不可侵の要算を附証せらるる。



（左頁中段左端より）  
（右頁）内系（右頁中段左端より）

原尻定が今世を道徳と指示することく、本件殆んどこの如  
名物部部分、文学的志理としてのパロディにすぎないものであ  
つて、もう一歩立法に於いては、いふことは明らかである。

「我々が、これに對する態度を如何にするか」と云ふのは、  
 一、此の法律が如何なるものであるか、  
 二、此の法律が如何なる結果を生ずるか、  
 三、此の法律が如何なる利益をもたらすか、  
 四、此の法律が如何なる害をもたらし得るか、  
 五、此の法律が如何なる責任を負ふか、  
 六、此の法律が如何なる義務を課するか、  
 七、此の法律が如何なる権利を保障するか、  
 八、此の法律が如何なる自由を制限するか、  
 九、此の法律が如何なる平等を実現するか、  
 十、此の法律が如何なる正義を達成するか、  
 十一、此の法律が如何なる善を促進するか、  
 十二、此の法律が如何なる惡を防止するか、  
 十三、此の法律が如何なる秩序を維持するか、  
 十四、此の法律が如何なる平和を保つかに  
 十五、此の法律が如何なる幸福を増進するか、  
 十六、此の法律が如何なる繁榮を促進するか、  
 十七、此の法律が如何なる文明を推進するか、  
 十八、此の法律が如何なる進歩を促進するか、  
 十九、此の法律が如何なる美徳を養成するか、  
 二十、此の法律が如何なる徳性を涵養するか、  
 二十一、此の法律が如何なる精神を鼓舞するか、  
 二十二、此の法律が如何なる勇氣を激励するか、  
 二十三、此の法律が如何なる忍耐を教へるか、  
 二十四、此の法律が如何なる謙遜を教へるか、  
 二十五、此の法律が如何なる誠實を教へるか、  
 二十六、此の法律が如何なる勇敢を教へるか、  
 二十七、此の法律が如何なる公正を教へるか、  
 二十八、此の法律が如何なる寛恕を教へるか、  
 二十九、此の法律が如何なる同情を教へるか、  
 三十、此の法律が如何なる愛を教へるか、  
 三十一、此の法律が如何なる希望を教へるか、  
 三十二、此の法律が如何なる信心を教へるか、  
 三十三、此の法律が如何なる忍耐を教へるか、  
 三十四、此の法律が如何なる謙遜を教へるか、  
 三十五、此の法律が如何なる誠實を教へるか、  
 三十六、此の法律が如何なる勇敢を教へるか、  
 三十七、此の法律が如何なる公正を教へるか、  
 三十八、此の法律が如何なる寛恕を教へるか、  
 三十九、此の法律が如何なる同情を教へるか、  
 四十、此の法律が如何なる愛を教へるか、  
 四十一、此の法律が如何なる希望を教へるか、  
 四十二、此の法律が如何なる信心を教へるか、  
 四十三、此の法律が如何なる忍耐を教へるか、  
 四十四、此の法律が如何なる謙遜を教へるか、  
 四十五、此の法律が如何なる誠實を教へるか、  
 四十六、此の法律が如何なる勇敢を教へるか、  
 四十七、此の法律が如何なる公正を教へるか、  
 四十八、此の法律が如何なる寛恕を教へるか、  
 四十九、此の法律が如何なる同情を教へるか、  
 五十、此の法律が如何なる愛を教へるか、  
 五十一、此の法律が如何なる希望を教へるか、  
 五十二、此の法律が如何なる信心を教へるか、  
 五十三、此の法律が如何なる忍耐を教へるか、  
 五十四、此の法律が如何なる謙遜を教へるか、  
 五十五、此の法律が如何なる誠實を教へるか、  
 五十六、此の法律が如何なる勇敢を教へるか、  
 五十七、此の法律が如何なる公正を教へるか、  
 五十八、此の法律が如何なる寛恕を教へるか、  
 五十九、此の法律が如何なる同情を教へるか、  
 六十、此の法律が如何なる愛を教へるか、  
 六十一、此の法律が如何なる希望を教へるか、  
 六十二、此の法律が如何なる信心を教へるか、  
 六十三、此の法律が如何なる忍耐を教へるか、  
 六十四、此の法律が如何なる謙遜を教へるか、  
 六十五、此の法律が如何なる誠實を教へるか、  
 六十六、此の法律が如何なる勇敢を教へるか、  
 六十七、此の法律が如何なる公正を教へるか、  
 六十八、此の法律が如何なる寛恕を教へるか、  
 六十九、此の法律が如何なる同情を教へるか、  
 七十、此の法律が如何なる愛を教へるか、  
 七十一、此の法律が如何なる希望を教へるか、  
 七十二、此の法律が如何なる信心を教へるか、  
 七十三、此の法律が如何なる忍耐を教へるか、  
 七十四、此の法律が如何なる謙遜を教へるか、  
 七十五、此の法律が如何なる誠實を教へるか、  
 七十六、此の法律が如何なる勇敢を教へるか、  
 七十七、此の法律が如何なる公正を教へるか、  
 七十八、此の法律が如何なる寛恕を教へるか、  
 七十九、此の法律が如何なる同情を教へるか、  
 八十、此の法律が如何なる愛を教へるか、  
 八十一、此の法律が如何なる希望を教へるか、  
 八十二、此の法律が如何なる信心を教へるか、  
 八十三、此の法律が如何なる忍耐を教へるか、  
 八十四、此の法律が如何なる謙遜を教へるか、  
 八十五、此の法律が如何なる誠實を教へるか、  
 八十六、此の法律が如何なる勇敢を教へるか、  
 八十七、此の法律が如何なる公正を教へるか、  
 八十八、此の法律が如何なる寛恕を教へるか、  
 八十九、此の法律が如何なる同情を教へるか、  
 九十、此の法律が如何なる愛を教へるか、  
 九十一、此の法律が如何なる希望を教へるか、  
 九十二、此の法律が如何なる信心を教へるか、  
 九十三、此の法律が如何なる忍耐を教へるか、  
 九十四、此の法律が如何なる謙遜を教へるか、  
 九十五、此の法律が如何なる誠實を教へるか、  
 九十六、此の法律が如何なる勇敢を教へるか、  
 九十七、此の法律が如何なる公正を教へるか、  
 九十八、此の法律が如何なる寛恕を教へるか、  
 九十九、此の法律が如何なる同情を教へるか、  
 百、此の法律が如何なる愛を教へるか、

「うへへ、穿み始めう穀布前に、その押枝を許可し又押枝した  
ことは、こと天皇に因する言論で表現は一回押すといひとも、威  
前のすのぼる衆の確証であつて、惣説は然、2) 然に對する聖大僧侶  
の言といふ。

その故に本件今状の懸案、交付及びその執行に關係した裁判官や、司法官、警察官等は、製造物責任法違反等といわれねばならぬ。

よつて、本件今状同憲法は系、19系、21系、23系、99系違反であることによつても、取柄は見えない丁である。以上

(註) ニ、ウチは年下しんとて、  
即ち由あるに、*Uchi wa toshi  
shite mo aru* といふ。たがう  
これを書き以てイハレ位のものである。

